

人権理事会 第 45 会期 (2020 年 9 月 14 日－10 月 6 日)

アイテム 3 一般討議

人権教育世界プログラム行動計画実施と COVID-19

議長、ありがとうございます。

21 団体を代表して発言します。

私たちは、「人権教育のための世界プログラム・第 3 段階の実施の評価」に関する報告書がこのたび公表されたことを歓迎します。私たちは、評価報告を未提出の国々に対し、OHCHR に提出するよう奨励します。

「人権教育のための世界プログラム」の第 4 段階が始まって 9 ヶ月が経過しました。行動計画は、人権教育と若者に大きな可能性を与えています。COVID-19 による現在の世界的な危機が計画の実施に困難な事態をもたらしているものの、人権を現実のものとするために必要な条件である人権教育を「中断」することはありえない、と主張することは重要です。私たちは、各国に対し、国レベルでの行動計画の有意義かつ包括的な実施に向けて行動することを強く求めます。

より具体的に、私たちは各国に次のことを奨励します。

第一に、NGO が効果的に活動を継続できるように、若者と共に人権教育に取り組む組織のための資金と資源へのアクセスを保障することを通じて、市民社会の基本的な役割を認めること。

第二に、行動計画の実施において、障害のある人々を含む若者の有意義な参加を確保すること、すなわち、若者に手段、スペース、機会、および全面的な支援を与えること。

第三に、社会的に疎外されたコミュニティの若者がデジタル技術へのアクセスに完全に参加できるようにすること。加盟国は、デジタルディバイドに取り組むために協調的な行動をとり、デジタル技術への包括的かつ手頃な価格でのアクセスを確保すべきである。

第四に、この会議場での約束が国や地域で反映されるように、NGO や若者が主導する組織などの市民社会との積極的な協議をはじめ、すべての異なるステイクホルダー間のより良い協力に向けて取り組むこと。

最後に、私たちは、人権教育が全体的に主流化された場合にのみ、その目的を十分に果たすことができることを再確認したい。それは、人権教育の枠組みを国のカリキュラムに統合すること、フォーマル教育とノンフォーマル教育の相乗効果を生み出すこと、若者に人権教育を提供している若者の団体への支援を行うことを意味する。

議長、ありがとうございました。